

板橋区有料ごみ処理券に関する取扱い要綱

	平成 19 年 11 月 28 日	区長決定
改正	平成 20 年 7 月 31 日	区長決定
改正	平成 25 年 9 月 24 日	区長決定
改正	平成 29 年 9 月 5 日	区長決定
改正	平成 30 年 7 月 30 日	区長決定
改正	令和 5 年 9 月 8 日	区長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年板橋区条例第 63 号。以下「令和 4 年改正条例」という。）により廃棄物処理手数料が改定されたことに伴い、使用できなくなった当該手数料に係る有料ごみ処理券の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、次に掲げるもののほか、東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例（平成 11 年板橋区条例第 49 号。以下「条例」という。）及び東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する規則（平成 12 年板橋区規則第 38 号。以下「規則」という。）の例による。

- (1) 旧券 令和 4 年改正条例による改正前の条例第 53 条第 1 項の規定により交付される有料ごみ処理券をいう。
- (2) 新券 令和 4 年改正条例による改正後の条例第 53 条第 1 項の規定により交付される有料ごみ処理券をいう。
- (3) 還付要綱 板橋区ごみ処理券に関する廃棄物処理手数料還付要綱（平成 12 年 3 月 31 日区長決定）をいう。

(引換えの手続)

第 3 条 旧券を有する者が旧券と新券との差額に相当する手数料（以下「差額手数料」という。）に旧券を添えて引換えを申し出たときは、区長は、新券と引き換えるものとする。

- 2 前項の規定により引き換えることのできるのは、旧券と新券とが規則第 41 条に掲げる同一種別の有料ごみ処理券の場合とする。
- 3 区長は、第 1 項の規定により差額手数料の納入を受けたときは、領収書（別記様式）を交付する。

(引換えに係る会計事務処理)

第 4 条 区長は、前条の規定により引換えを行うときは、旧券に係る手数料について、東京都板橋区会計事務規則（昭和 39 年板橋区規則第 3 号）第 97 条第 1 号の規定に基づき、償還金利子及び割引料を廃棄物処理手数料に振り替えるものとする。

(還付の手続)

第 5 条 区長は、第 3 条の規定による引換えをすることができないとき又は旧券を有する者が希望するときは、還付要綱に基づき還付を行うものとする。

(事務の取扱い)

第 6 条 第 3 条及び前条の手続は、清掃事務所長又は清掃事業を担当する課長が行う。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 7 月 31 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

板橋区廃棄物処理差額手数料領収書

_____様

_____円

ただし、下記の(A)と(B)の差額分として、正に上記金額を領収いたしました。

印

【交付した事業系有料ごみ処理券について（消費税法に基づく適格請求書としての記載事項）】

_____様

事業者名：

登録番号：

有料ごみ処理券の種別	数 量	金 額
事業系有料ごみ処理券 特大70リットル相当	枚	円
事業系有料ごみ処理券 大45リットル相当	枚	円
事業系有料ごみ処理券 中20リットル相当	枚	円
事業系有料ごみ処理券 小10リットル相当	枚	円
合計 (A)	枚	円
10%対象	円	(消費税) 円

【回収した事業系有料ごみ処理券について（参考）】

有料ごみ処理券の種別	数 量	金 額
事業系有料ごみ処理券 特大70リットル相当	枚	円
事業系有料ごみ処理券 大45リットル相当	枚	円
事業系有料ごみ処理券 中20リットル相当	枚	円
事業系有料ごみ処理券 小10リットル相当	枚	円
合計 (B)	枚	円

※ 年 月販売終了分